

九州大学百年史 第2巻 : 通史編 II

九州大学百年史編集委員会

<https://doi.org/10.15017/1801798>

出版情報 : 九州大学百年史. 2, 2017-03-31. Kyushu University
バージョン :
権利関係 :

第 10 編

紛争後の大学改革

第1章 大学改革の模索

第1節 九州大学大学制度委員会

(1) 九州大学大学制度委員会の設置

大学制度委員会（仮称）設立準備委員会

大学紛争の過程において、大学はそれまでの大学のあり方について深刻な自己反省をせまられ、各大学において大学改革の問題が真剣に検討されるようになった。九州大学においても、米軍機の自主引き降ろし方針をめぐる激しい対立が続いていた1968（昭和43）年12月6日の評議会で、具島兼三郎産業労働研究所所長から、他大学では「大学民主化問題」「学生参加問題」等についてすでに真剣な取り組みが行われているが、九州大学ではこの問題に対する取り組みが遅れているようであるとして、さしあたりこの問題にどういう方法で取り組んだらよいかを検討する委員会を発足させてはどうかとの提案がなされた。さらに米軍機引き降ろし事件後の翌1969年1月14日の評議会においても、「学内の情勢はいま、ひきおろされた機体問題を中心として動いているが、情勢の発展につれて大学民主化問題がいろいろな形をとって現れてくるものと思われる。本学としてはこのような情勢を前にして、緊急にその対応策を立てる必要がある」として、民主化問題研究委員会の設置について具体的な提案があった。評議会では、これを各部署の教授会に諮ったのち、2月10日の評議会において大学制度委員会（仮称）設立準備委員会を設置することを決定した。

大学制度委員会（仮称）設立準備委員会は、2月20日に発足し、2月28日付で、大学制度委員会（仮称）の早急な設置とその基本的性格等について、

次のような答申を行った。すなわち、①大学制度委員会（仮称）は、その基本的態度として大学全体の長期にわたる将来改革を自主的に推進していくための組織でなければならない、②この委員会が真に実りある成果を挙げるためには、各部局各分野における大学制度改革に対する積極的な熱意と活動との裏付けが不可欠の前提となるので、この委員会の設置にさきだち各部局におけるこの種の組織の成立および活動について必要な措置をとられたい、③この委員会の委員は、各部局におけるこの種の組織を母体として各部局ごとに1～2名が選出される必要がある、④この委員会の名称・組織・任務・運営等は、この委員会自身の審議過程を通しておのずから明確化さるべき性質のもので考えられるので、準備委員会があらかじめこの委員会の組織・任務・運営等について枠を設けることは望ましくない、⑤評議会は、評議員若干名（5～10名程度）による大学制度改革のための委員会を設け、この委員会と並行して問題の研究審議を行い、この委員会と随時合同会議を開催して、この委員会の審議結果を有効に活用できるような措置をとることを要望する、というものであった。

この答申は、3月25日の評議会です承され、早急に大学制度委員会（仮称）を発足させることを決定し、各学部および教養部から各2名、研究所から各1名、合計26名の助手以上の教官を委員として3月31日までに選出することとした。また評議会のなかに、理科系6学部から2名、文科系4学部から2名、教養部から1名、および4研究所から1名の合計6名の委員からなる大学制度小委員会を置くことを決定した。

九州大学大学制度委員会の設置

1969（昭和44）年4月18日、各部局から選出された委員は第1回目の会議を開いて、準備委員会の答申を尊重することを確認し、委員会の名称を「九州大学大学制度委員会」とすることを正式に決定した。

大学制度委員会は、評議会の承認を経て設置された大学の公的機関ではあ

ったが、学長あるいは評議会の直接の諮問機関ではなかった。また、組織の自主性を尊重する意味から、部局長や評議員は委員からはずされていた。これは、大学制度委員会が学内諸機関から拘束されることなく、自由な立場で改革にあたっての問題点の解明を行い、改革の基本的方向を提言しうる組織として設置されたことを示していた。こうした大学制度委員会の独自の性格は、評議会内に設置された大学制度小委員会と各部局に設けられた制度委員会と相俟って、九州大学における大学改革検討機関の組織上の大きな特色となっていた。

大学制度委員会の任務は、準備委員会の答申では、名称・組織・運営等とともに、「審議の過程を通しておのずから明確化されるべき性質のもの」とされていた。しかし、設置の経緯等から、大学制度委員会は、九州大学における現状を批判的に分析し、改革を行うにあたっての問題点を指摘して、改革の方向を提示することを期待されていたことは明らかであった。そのため審議を進めるにあたっては、①自主的に重要と判断した事項について検討し、その結果を大学の内外に発表する、②審議の方向としては、まず長期にわたる将来改革を、現行法規の枠にとらわれず、抜本的に検討する、③将来における抜本的改革の方向を展望しながらも、現行法規の枠内で大学自身の決定により改革可能なものについては具体的方策を検討し提示する、という基本方針がとられることになった。

また、本格的な審議をはじめるとにさきだって、大学制度委員会は、現状についての認識を深めるため、各部局ごとに各部局の制度の実体と問題点について、意思決定機構を中心に報告し、討論を行った。5月下旬には、現状分析から抽出した問題点を領域別に整理し、それらについて詳細な検討を行うため、大学の理念と構成員（第一分科会）、管理運営組織（第二分科会）、研究・教育体制（第三分科会）の3分科会が設置された。

6月13日からは教養部選出の委員を各分科会に1名ずつ所属させるため、委員が1名増員された。これによって委員総数は27名となり、各分科会は

それぞれ9名の委員で構成されることになった。また、分科会相互の連絡調整を行うため、大学制度委員会役員（正・副委員と幹事2名）と分科会役員（委員長3名と幹事3名）の10名からなる合同役員会が随時もたれ、分科会の作業の一応の区切りごとに、審議内容に総合的検討を加え、委員会運営の全般にわたる事項について協議するため全体会議が開かれた。さらに、各部局教官の意見を十分に反映させるため、各部局の委員を通じてできるかぎり部局の制度委員会との情報・意見の交換が行われた。このようにして7月4日には、第二分科会および第三分科会の第一次メモが各部局の制度委員会に提示され、大部分の部局から回答が寄せられた。

(2) 大学制度委員会の報告

中間報告

その後、大学制度委員会は、第一次メモに対する各部局の回答を整理検討するとともに、8月には中間報告の作成に取りかかり、1969（昭和44）年10月4日、「九州大学大学制度委員会中間報告」を発表した（資料編Ⅱ-549、pp.655-713）。

この中間報告は、大学の理念、研究と教育の体制、大学の管理運営組織等、広範囲にわたって改革の基本方向を示したもので、「第一部 大学の理念と構成員」（第一分科会担当）は、「Ⅰ大学の使命と本質」「Ⅱ大学の機能と構成員」「Ⅲ「学問の自由」と「大学の自治」」の3章からなり、制度改革の方向を考えるにあたって、その基礎となる大学の理念と構成員について基本的視点を述べていた。

また「第二部 研究と教育の体制」（第三分科会担当）は、「Ⅰ改革の基本方針」「Ⅱ研究のシステム」「Ⅲ教育のシステム」「Ⅳ関連する諸問題」の4章からなり、研究・教育体制の1つのビジョンを提示するとともに、現状からの接近の具体的方策にも言及したもので、教養課程制の廃止、講座一学科

一学部を基礎とする研究体制の解消、専門科目履修の完全自由選択制の採用等を提案していた。

さらに「第三部 大学の管理運営組織」（第二分科会担当）は、「Ⅰ 現行の管理運営制度改革の方向」「Ⅱ 意思決定機関と意思集約機構」「Ⅲ 執行機関について」の3章からなっており、現行の研究・教育体制を前提として、九州大学がかかえている管理運営についての問題点を指摘しつつ、1つの改革案を示したもので、全学的意思を集約する機関として、全学的基盤にたつ教官・学生・職員各構成員集団の代表が各同数をもって構成する全学運営協議会の設置を提案するとともに、学長の選考制度については、教官の中から選出された代議員によって選定された5人の学長候補者について、教官・学生・職員全員による投票を行うとしていた。

この中間報告は、九州大学の公式見解を示すものではなく、現行法規にとらわれない長期的な将来改革の方向を示唆した討議素材としての性格を持つものであり、大学制度委員会は、この中間報告がひろく学内の各方面で討議され、その意見が文書の形で寄せられるように要望した。その結果、各部局または部局制度委員会をはじめ、それ以外の工学部助手会大学制度改革委員会、学生部参与会、事務局および学生部職員有志、理学部物理学科4年生等の組織・有志からも意見が寄せられ、これらの意見は11月15日に「九州大学大学制度委員会中間報告に対する意見」として発表された。しかし、これらの各部局、各組織および有志から提出された意見は、各部局のさまざまな状況を反映して、賛成から反対まで多岐にわたっており、大学制度委員会は、これらの意見を参照して、中間報告の再検討を行い、現行法規の枠内でも大学自身の決定によって改革可能な部分については具体的方策を検討し、提示したいとの表明を行った。

中教審の基本構想試案

一方、中央教育審議会（中教審）は、1967（昭和42）年7月に、文部大

臣から「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」について諮問を受け、1969年7月には主として高等教育に関する問題を担当する第二十六特別委員会を設置した。第二十六特別委員会は、同年8月に「大学制度の改革に関するアンケート」によって各方面の意見を聞くとともに、会合を重ねてこれを検討し、翌1970年1月12日、それまでの審議の結論を概括して、「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」として中教審総会に報告した。

試案は、前文および第1「高等教育改革の中心的な課題」、第2「高等教育改革の基本構想」とから構成されており、第1「高等教育改革の中心的な課題」においては、高等教育改革の中心的な課題として、①高等教育の大衆化と学術研究の高度化の要請、②高等教育の内容に対する専門化と総合化の要請、③教育・研究活動の特質とその効率的な管理の必要性、④高等教育機関の自主性の確保とその閉鎖性の排除の必要性、⑤高等教育機関の自発性の尊重と国全体としての計画的な援助・調整の必要性の5点をあげていた。そして、第2「高等教育改革の基本構想」では、これらの課題を前提として、①高等教育機関の目的・性格の多様化、②教育課程の改善の方向、③教育方法の改善の方向、④高等教育の開放と資格認定制度の必要、⑤教育組織と研究組織の機能的な分離、⑥大学院のあり方、⑦高等教育機関の規模と管理運営の合理化、⑧教員の人事・処遇の改善、⑨国公立大学の設置形態に関する問題の解決の方向、⑩国の財政援助方式と受益者負担および奨学制度の改善、⑪高等教育の整備充実に関する国の計画的な調整、⑫学生我的生活環境の改善充実、⑬大学入学者選抜制度の改善方向の13項目の提案を述べるとともに、それぞれの提案ごとにその背景や提案理由を説明していた。

文部省はこの試案を各大学に配布して意見を求めたが、九州大学では3月26日の評議会で各部局の意見を取りまとめ、「まえがき」において、1～2の学部から意見の提出に反対する意見が出されたこと、および大学制度改革に関しては、大学制度委員会を中心に検討を進めつつあり、九州大学としての

最終的態度は、同委員会の最終報告等をまっけて確定されるものであることを付記したうえ、大学制度委員会の中間報告を添えて、4月4日付で次のように文部省に回答した。

すなわち、まずこの試案の作成の手續きについて、試案は前年8月の「大学制度の改革に関するアンケート」による各方面の意見や、内外にわたる大学改革に関する意見や提案を収集して審議を行ったとしているが、このアンケートは、その方式が不備であり、かつ設問が意見誘導的性格が濃厚であったためその回答率は異常に低く、その意見形成が相当かたよったものとなっていたと批判し、大学改革は、新しい大学の創造を求める各大学の内部の熱意と自主性を基盤として行われるべきものであり、上からの改革を押しつけるものであってはならないと述べていた。そして試案全体については、今日の大学教育の混乱についての責を大学側のみに負わせ、そこから改革の提案が出されており、総括的にいえば大学に対する国家統制の強化という基本線に沿って構想されたもので、この基本線には同意しがたいとしていた（以上、資料編Ⅱ-550、pp.713-720）。

第二次報告

九州大学大学制度委員会は、1969（昭和44）年10月に「中間報告」を発表したのち、11月28日に大学制度委員会（第二次）の第1回目の会合を開いて、その任務について審議を行った。

中間報告で取り扱った問題は、大学の理念、研究・教育体制、管理運営等きわめて範囲が広く、また中教審「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」への意見書にみられた各部局の意見も、それぞれの部局の様々な条件を反映して一様ではなかった。このため大学制度委員会は、問題に接近するための基本的姿勢として、各学部で処理できる問題については各部局の検討にまかせることとし、全学的に共通する問題については重点課題を設定し、現状をふまえたうえで、改革への歩みを着実に踏み出せるよう具体的方策を

検討する、という方針をとることにした。そして、重点課題として、教養部および教養課程、管理および運営、学生・大学院生・職員の大学における位置づけ、の3点を設定し、1970年1月22日の教養部企画委員会との懇談会を経て、教養課程をめぐる一般教育と基礎教育の位置づけ、意義の確立、それにもとづく改革の第一歩を探ることを、当面の問題として設定した。

教養課程は、中間報告でも述べられていたように、一般教育と基礎教育との区別と関連とが明確にされないまま、一括して専門教育の下請け的役割を持つかのように受け取られ、その全体が教養部の責任において行われるという事態が、新制大学発足当時の法制的措置および慣行的運用によって固定化されてきた。その結果、教養部における教養課程は大学の研究・教育体制の矛盾の集中点のような観を呈していた。したがって、全般的な教育体制の改革を行うためには、まず教養部および教養課程の改革を進めることが中心的な課題にならなければならないとされたのであった。

1970年5月4日、九州大学大学制度委員会は第二次報告「教養課程の改革について」を評議会に提出した（資料編Ⅱ-551、pp.720-746）。報告書は、「Ⅰまえがき」「Ⅱ一般教育」「Ⅲ基礎教育と専門教育」「Ⅳ外国語教育」「Ⅴ保健体育」「Ⅵ改革の具体案」「Ⅶあとがき」の7章からなり、「Ⅱ一般教育」では、大学教育における一般教育の意義と位置づけを、「Ⅲ基礎教育と専門教育」では、専門教育との関連のもとでの基礎教育のあり方と改革の方向をそれぞれ論じ、「Ⅳ外国語教育」と「Ⅴ保健体育」では、両科目の大学教育における位置づけを明確にし、「Ⅵ改革の具体案」では、大学制度委員会での討議の経過をおって、カリキュラムならびに学生所属の改革案が示され、「Ⅶあとがき」は、本報告における諸提案の整理、この改革案と今後の大学改革との関連・展望を示していた。

そして改革の具体案としては、もっとも着実な第一歩として、教養部制を存続させることを前提に、教養課程在籍中に8から12単位の範囲で専門科目を履修し、専門課程進学後に8から12単位の範囲内で第二種一般教育科

目を履修することが提案され、新しい教養課程およびそれと専門課程との連携等について、計画・調整・調査を行う全学教育課程委員会の設置が提案されていた。さきに発表された中間報告においては、一般教育と専門教育を並行型ないしクサビ型で行うという教養課程制の廃止が打ち出されていたが、第二次報告は、こうした教養課程制の廃止案は画期的な改革案ではあるが、現状からみて現実性に乏しく、当面の改革案としてはふさわしくないとし、従来の制度を前提に一定の単位に限って専門科目と一般教育科目を相互に乗り入れるという、いわば折衷案を提案することになったのである。

第二次報告の取り扱い

報告を受けた評議会は、5月19日の評議会においてこの取り扱いについて審議し、6月末までに各部局の意見を集約することとした。しかし、各部局の意見はなかなかまとまらず、7月17日の評議会は、一般教育のとりえ方等について、さらに各部局間、あるいは教養部との間で積極的に意見の交換を行い、問題点をつめる必要があるとして、意見交換の推進をはかるために教養課程改革世話人会を設置した。教養課程改革世話人会は、各部局間の意見の調整を行い、全学的な意思の集約に努めたが、調整作業は難航し、全学の統一的な見解は得ることができなかった。

このため、翌1971（昭和46）年6月8日の評議会において、問題は教養部および各学部における教育に直接関係することであり、この面における各学部の特殊性からみて、少なくとも現時点においては全学的に統一した結論に達することは困難であるとして、比較的類似の見解をもつ学部群と教養部との間でワーキンググループを構成し、1972年度からの実施を一応の目標に、基本的な方針や具体的なカリキュラム等について検討をすすめることとし、結論を得た各群および各学部は、それを評議会に報告することとした。そして、これを大学制度委員会第二次報告に対する評議会の結論として、第二次報告を作成した当時の大学制度委員会に回答し、この経緯と各部局の最

終見解を付して6月14日発行の『大学広報』第106号に掲載することになった。

こうして、教養課程の改革は、類似の見解をもつワーキンググループごとに教養部と具体的なカリキュラムについて検討が行われることになった。各グループは、A群が医学部・歯学部と教養部、B群が教育学部・法学部・経済学部と教養部、C群が理学部・薬学部・農学部と教養部、D群が文学部および工学部で、文学部と工学部は必要に応じて各個に教養部と討議することになっていた。各グループの編成とその後の連絡には、評議会内の大学制度小委員があたり、審議の結果、各群共同の討議が必要となった場合は、大学制度小委員がこれを斡旋することになっていた。

各グループの検討は約半年にわたって続けられ、翌1972年1月18日の評議会で大学制度小委員会からその検討結果について報告があった。そして、2月15日の評議会において、1972年度から法学部・経済学部・理学部・薬学部・工学部・農学部が教養課程に専門教育科目4単位（工学部は2単位）を組み入れること、同じく法学部・経済学部・理学部・薬学部・工学部・農学部が専門課程において第二種一般教育科目4単位（工学部は単位未定）を実施することが決定され、これら各学部の最低修得単位数を、専門教育科目を除いて、法学部・経済学部は従来より4単位減らして55単位、理学部は4単位減らして61単位、薬学部は従来どおり65単位、工学部は9単位減らして65単位、農学部は2単位増やして65単位とすることが決定された。また、理科系学生に対する一般教育科目と基礎教育科目とを明確に区分し、基礎教育科目の最低修得単位数を理学部12~18単位、薬学部・農学部各18単位、工学部22単位とすることになった。

第三次報告

1970（昭和45）年5月に第二次報告「教養課程の改革について」を提出したのち、大学制度委員会（第三次）は、7月16日に第1回目の会議を開き、

8月20日の第3回全体会議において、さきに重要課題として設定した3つの課題のうち2番目の管理および運営の問題を当面の審議テーマとすることを決定した。

そして、九州大学における意思決定機構を中心とした管理運営の現状や管理運営に関する内外の改革案等について検討を重ね、10月にはこれらの議論を基礎として役員会試案が作成された。その後、大学制度委員会は役員会試案をめぐる討議を積み重ねて、改革の基本方向と改革案の問題点を具体的に検討し、12月にはさらにこの点について詳細に検討するため、管理運営の基本原則と全学運営協議会、評議会（拡大評議会）、委員会制度と調査資料室、の3つの分科会を設けて、問題点を検討した。その結果、役員試案を修正した具体案が各分科会で作成され、全体会議における検討を経て、1971年3月に第一次メモが作成され、さらに第二次メモの作成を経て、1971年4月30日、第三次報告「評議会の改革について」が評議会に提出された（資料編Ⅱ-552、pp.746-777）。

第三次報告「評議会の改革について」は、「Ⅰ大学の管理運営の基本原則」「Ⅱ評議会改革の必要性とその方向」「Ⅲ拡大評議会とその運営」「Ⅳ委員会制度」「Ⅴ制度改革をめぐる諸問題—今後の課題」の5章からなっていた。九州大学の改革は、最終的に大学構成員全体、すなわち教官層のみならず学生層および事務職員層のそれぞれの意思が、大学における役割に応じて反映されるような管理運営体制の確立を目標とすべきであるが、この点についての意見の統一がほとんど存在しない大学の現状を考えれば、こうした目標を一举に実現することは不可能であり、当面は研究・教育担当者の意思を結集しうるように評議会の改革を行うべきであるとして、現行法制と正面から矛盾しないかたちで、現実に実施可能な改革案が提示されていた。

その要点は、①大学の統一的意思形成を民主的に行うため、現行の評議会とは別に、現行評議会の評議員（約40名）に加えて、新たに各部局から選出される専任講師以上の教官をもって構成される拡大評議会を設置し、②こ

の拡大評議会では、大学の将来にかかわる基本的事項を大学自治の観点から集中的に審議する、③拡大評議会の内部に5つの常置委員会と臨時委員会を置き、委員会室に専門委員を委嘱して、資料の整理・分析にあたる、④拡大評議会に提出され、審議される議題を整理・選別する機構として、拡大評議会で互選された6人の拡大評議員と学長で構成される運営委員会を設ける、というものであった。

第三次報告の取り扱い

5月25日の評議会は、この第三次報告に対する評議会の意見をできるだけ早く取りまとめることとし、7月13日の評議会では、各部局から提出された意見を『大学広報』によって全学に知らせるとともに、各部局においてさらに審議を重ね、9月中旬を目途にさらに具体的な意見を提出することとした。

そして、11月19日の評議会において第三次報告に対する最終意見を集約し、第三次報告を答申した大学制度委員会の委員長にあてて次のように回答した『大学広報』No.122、1971年11月20日)。

評議会は、大学制度委員会が提案した大学の管理運営における民主化と能率化という基本理念には賛成するものであるし、また、各部局の意見もその趣旨を同じくするものである。この観点から、大学制度委員会が指摘している現行評議会を中心とする種々の改善事項については、謙虚にその趣旨を受け容れるものである。

しかしながら、提案の拡大評議会および各委員会については、現行の執行機関、部局教授会、現行の各委員会、その他学内機関との権限関係が明瞭でないこと、さらに拡大評議会における効率的な意思集約に対する危惧の念から、なお検討を要するとの意見が大多数であり、現状での早急な制度的改革は慎重を期すべきであると考えざるを得ない。

従って、民主的な意思の集約と能率的な運営については、第三次報告にも指摘されているようにまず部局教授会での広範な意思集約を促進

し、その成果を評議会に反映させることから具体的に実施していくこととしたい。

さらに「委員会制度」に述べてあるように、現行評議会が目前の問題の解決ないし当面する日常の事務処理におわれ、ともすると大学の基本的かつ長期的諸問題の解決に関し有効に機能していないという批判に対しては、これを卒直に反省するものである。従ってその改善策としては、既存の各種委員会を十分に活用していく方途をとる一方、現行評議会が全責任をもって本学の将来計画にかかる長期的諸問題については勿論緊急を要する各種の問題についても早急に委員会を設置し、必要に応じ全学から広く専門委員会の協力を求め処理することとし、実質的には第三次報告の趣旨を実現したい。

(3) 大学制度委員会の消滅

大学制度委員会の解散決議

第三次報告を提出したのち、大学制度委員会（第四次）は、中央教育審議会答申、講座制、大学院問題等について審議を行っていたが、1971（昭和46）年12月7日に大学制度委員会の第三次報告にもとづいて将来計画小委員会が評議会に設置され、またこれと関連して学部段階での具体的構想の検討も進行してきたため、大学制度委員会の論議もしだいに委員会の性格・基盤・役割などの基本的問題にしぼられていき、さらには大学制度委員会の存続の可否そのものについての疑義すらも提起されるようになった。

翌1972年4月26日に開かれた大学制度委員会と大学制度小委員会との懇談会では、大学制度委員会と将来計画小委員会との関係等について意見の交換が行われ、大学制度委員会からは、将来計画小委員会が設置されたことによって大学制度委員会の任務が不明確になったので、大学制度委員会は改組すべき時期に来ているのではないかとの意見が強く出された。そして、同年

11月16日に開かれた大学制度委員会では、将来計画小委員会が活発な活動を開始し、さらに各学部や諸委員会において、この線に沿ってすでに種々の検討が進められるに至った現状のもとでは、大学制度委員会が、全学的見地に立って自由な改革の方向を探るという、本来の性格を基本的に維持しながらその役割を果たしていくことはきわめて困難であり、現委員会としては、大学制度委員会は今やその存続の意義を失ったものと考えざるを得ないとして、大学制度委員会の解散を決議した。

大学制度委員会解散の申し入れを受けた評議会は、これを各部局の教授会に諮ったのち、翌1973年1月30日の評議会で審議を行ったが、結論を得るには至らず、4月17日の評議会において、従来性格のまま機能させる必要があるとして、なお存続させることを決定した。しかし、大学制度委員会はその後、実質的な審議をほとんど行わず、活動を休止したまま自然消滅した。

国大協の対応と中教審の最終答申

国立大学協会（国大協）の大学運営協議会の各研究部会は、中央教育審議会（中教審）が公表した「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」について検討し、1970（昭和45）年2月にその問題点を「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）の問題点」にまとめて、各大学に送付した。同時に、各大学からもこの中教審「基本構想試案」に対する意見の提出を求め、同年4月にこれら各大学の意見を「中央教育審議会『基本構想試案』に対する各国立大学の意見」として刊行した。

その後、国大協第一常置委員会は、「『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解（未定稿）」を作成して各大学に意見を求めたため、九州大学は各部局から提出された意見を部局長会議で取りまとめ、1971年1月20日付で次のように回答した。すなわち、同見解は、一般的にそのまま支持し得る部分も少なくないが、同時に疑問ないし批判的意見を持たざるを得ない部分も多いとして、まずその基本的論調について、旧制大学と新制大学の両意見

を調整することにとらわれ、大学の基本的理念にもとづいての取り組み方の姿勢に欠けている憾みがあるとし、中教審の「基本構想」が大学に求めているものと、真に大学に求められているはずのいわゆる「歴史の要求」との間には埋めがたい間隔があり、同見解はまさにこの点に批判を集中すべきであって、この点を抜きにして各種教育機関の是非や、その対案を提示することは、「基本構想」に対する正しい批判となり得ないというものであった（『大学広報』No.84、1971年2月3日）。国大協は、中教審の最終答申が5月に予定されていたため、これら各大学の意見を集約し、4月に、「中教審『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解」として、文部大臣および中教審会長に提出した。

6月11日、中教審は総会を開いて、「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」の審議結果を取りまとめ、坂田道太文部大臣に答申した。この答申は、前文と第1編「学校教育の改革に関する基本構想」、第2編「今後における基本的施策のあり方」、および参考資料からなっており、幼児教育から高等教育に至る、制度・内容・方法・行財政のあり方など、学校教育の全般にわたる改革と拡充整備の基本的な方向を示したものであり、さきに出された「高等教育の改革に関する基本構想試案（中間報告）」は、第1編の第3章「高等教育の改革に関する基本構想」としてほぼそのまま取り込まれていた。

国大協の第一常置委員会は、7月15日の委員会で中教審の最終答申について検討し、第2編「今後における基本的施策のあり方」の各項については、まだ国大協としては検討していないので、①第2編第1章、総合的な拡充整備のための基本的施策の各項目に対する意見、②第2編第2章、長期教育計画の策定と推進の必要性、および参考資料に対する一般的意見、③その他答申全般に対する意見について各大学でそれぞれ検討するように依頼した。

九州大学は、10月5日の評議会で、大学制度小委員会が取りまとめた意見書の原案を承認し、同日付で国大協へ回答した。そこでは、中央教育審議会

答申に対する九州大学の見解は、1月20日付の『高等教育の改革に関する基本構想』に対する見解（未定稿）」に関する意見のとおりであり、第1編を基調としている第2編に対する基本的な見解はこの「意見」に尽きているとしながらも、教育研究開発センターについては、従来の経緯からみて行政管理的な方向で進められる恐れがきわめて大きいとし、高等教育の改革と計画的な整備充実にあたっては、各大学が行っている自主的改革を十分に尊重すべきで、行政主導による法令面、財政面等の措置による早急な改革は避けるべきであると主張していた。また、大学の管理運営の制度的な改革についての提案は、各大学が従前から主張してきた大学の自主的運営の理念と真向から対立するものであり、容認できないことを強調すべきであるとしていた（『大学広報』No.115、1971年10月6日）。

第2節 将来計画小委員会と春日原移転問題

(1) 将来計画小委員会の設置

九州大学大学制度委員会は、1969（昭和44）年10月から1971年4月にかけて、3次にわたって報告書を作成し、評議会・各部局教授会等は、これらの報告を受けて、その都度これを審議したが、結果としては第二次報告の「教養部の改革について」に対応して、6学部と教養部との間の授業科目の相互乗り入れ、および進学条件・カリキュラムの一部改正が行われた以外は、ほとんどその提案を実現することができなかった。

大学制度委員会の第三次報告の最終的な取り扱いについて審議した1971年11月19日の評議会では、池田数好学長から、九州大学の将来計画等、当面する諸問題を検討するため、イ.九州大学の将来計画に関する問題を検討する委員会、ロ.医療技術短期大学部の本学での位置づけに関する問題を検

討する委員会、ハ、学長選挙への事務職員および学生の参加に関する問題を検討する委員会、の3つの委員会を設置することが提案され、12月7日の評議会において、将来計画小委員会、医療技術短期大学部検討小委員会、学長選考基準検討小委員会の3つの委員会の設置が承認された。

将来計画小委員会は、九州大学における今後の総合計画の企画立案等に関する基本的事項について調査審議するため評議会内に設置されたものであり、委員は学長と部局長である評議員から構成され、必要に応じて専門委員会を置くことができるとされていた。

将来計画小委員会の第1回目の会議は12月24日に開催され、それまで各部局で討議されてきた将来計画について懇談形式で紹介が行われた。翌1972年2月25日の評議会では、各部局から出された意見は大学院の問題が比較的多かったとして、これを中心に学部・研究所の問題へと検討を進めていくことになり、各部局の意見を4月10日を目途に提出することになった。

(2) 春日原移転問題

春日原移転問題

このようにして将来計画小委員会が正式に発足し、大学院の問題を中心に本格的な検討が始められようとしていた時に起こったのが、春日原への移転問題であった。

九州大学は、キャンパスが3か所に分かれているうえ、各キャンパスが狭く施設の拡充が難しかったことから、しばしば統合移転について議論が行われてきた。これより2年前の1970（昭和45）年4月15日の記者会見においても、入江英雄学長は、板付基地の移転が難しいことなどから、福岡市近郊のほか阿蘇・久住の高原地帯も候補地に考えて全学の移転を検討したいと述べていた。

こうしたなかで、米軍機墜落によって激しい撤去運動が展開された米空軍

板付基地は、極東情勢の変化とアメリカのドル防衛政策による海外基地の削減によって、1970年12月21日の日米安保協議委員会で日本への返還が決定し、1972年4月1日に正式に返還された。そして、1972年春に、春日・大野城両市にまたがる米軍春日原基地と福岡市北部の雁ノ巣基地が6月末日をもって返還されることが発表されると、池田數好学長は、将来これだけ膨大な国有地が返還されることは今後考えられず、九州大学が福岡市近郊で移転を考えるとすればこれが最後の機会であると考え、事務局に春日原基地に関する資料を収集させる一方、九州大学としては移転の対象として検討することになるかもしれない旨を文部省・財務局・近接市長等に通じ、将来計画小委員会において検討したうえ、4月25日の評議会にこれを提案した。これをうけた評議会は、審議の結果、各部局の教授会で5月末までにその見通しをつけることを目途として検討を始めることを決定した。

5月末を目途としたのは、米軍からこの土地が返還される時期が一応6月末と予定されており、その使用についてなるべく早く文部省・大蔵省などの関係諸機関等と折衝を進める必要があったからであった。いまひとつは予算上の理由として、1972年度の新営工事計画が近く決定されることになっていたが、移転するかどうかはこの決定に重大な影響を及ぼすことになり、さらに1973年度の概算要求の取りまとめまでに、この移転についての経費を折り込むかどうかを決定しなければならなかったからであった。

春日原基地は、1941年に日本陸軍の小倉工廠分工場として建設され、終戦と同時に米軍に接収されて、板付基地群の住宅施設として1947年から住宅が建設された。1965年末からは航空自衛隊・西部航空方面隊との共同使用となっており、約156万m²の広さを有していた。

春日原全面移転の正式決定

4月25日の評議会で春日原基地への移転が提案されたのち、将来計画小委員会は、理・工・農3学部と生産科学研究所の教官15人からなる専門委員会

を設置し、移転候補地である春日原基地の地質・水源、土壌、上下水道、騒音、電波、電気、ガスなど7項目について調査を実施した。

そして専門委員会は、その結果を5月23日の評議会に、「春日原基地基礎調査概要」として提出した。結論は、①地質、ガス、電気、土壌に問題はない、②ジェット機の騒音は、箱崎キャンパスの最大が100ホンであるのに対し春日原は84ホンとかなり低い、③上水道は5年後の九州大学の使用量は1日約6000tを見込まれるが、春日・大野城両市には供給能力がなく、移転する場合は早急に対策が必要である、というものであった。この日の評議会では、さらに移転の意思を決定した場合に予想される問題点等ついて説明があり、これらにもとづいて春日原地区への移転について各部局の意見を教授会で諮ることになった。

1週間後の5月30日の評議会では、全部局が一致して春日原地区への移転に賛成を表明し、6月6日の評議会においてあらためて大学の意思を確定することになった。また、移転問題の総合的な企画立案を行うための委員会を設置することになり、この委員は従来からキャンパス問題を検討してきたキャンパス整備検討小委員会の委員に依頼することになった。6月6日、評議会は、「大学移転を希望し、その可能性の目途を一年以内に明らかにするよう努力する」ことを全部局一致で決定した。しかし、堅粕地区については、箱崎地区ほど騒音がひどくなく、また移転先の春日原地区の面積の関係、その他地域医療等、種々の事情から現在地にとどまることになった。

移転推進運動の実施

6月10日、米軍雁ノ巣基地で返還式が行われたのに続いて、同月30日に米軍春日原住宅基地が返還された。6月6日に移転についての意思決定を行った九州大学は、文部省その他に正式に大学の態度を表明する一方、将来計画小委員会において今後の活動方針について審議し、移転実現のためには、まず春日原地区の土地確保を第一の目標とすることとして、そのための学内

機構を整備することを決定した。この将来計画小委員会の意向をうけた評議会は、6月10日、将来計画小委員会に、さきに設置した専門委員会のほかに、移転実施委員会と移転推進委員会の2委員会を設置し、移転実施委員会のもとに交渉委員会、計画委員会・広報委員会の3委員会を置くことにした。また、福岡県、福岡市・春日市・大野城市の関係者に対し、九州大学の春日原移転についての理解と協力を得るため趣意書を作成することとし、6月27日に移転希望の理由等を内容とする「九州大学の将来構想と春日原移転について」を刊行した（資料編Ⅱ－558、pp.838-844）。

7月3日には移転実施委員会と交渉委員会・計画委員会・広報委員会の合同会議が開かれ、大学の置かれている事態等について問題点を検討するとともに、今後の活動方針について協議し、移転については土地の確保が第一の目標であり、そのためには地元の理解と協力を得ることが必須の条件であるとして、春日市・大野城市をはじめ福岡県・福岡市の支援を得るため、交渉委員会が関係諸機関・地元代表者層と交渉を精力的に行うことになった。そして交渉委員会は、7月から8月にかけて、6回にわたる世話人会・委員会を開いて種々検討し、地元選出の国会議員、福岡県知事、同県会議長、同議員、福岡市長、同市会議長等を訪問するとともに、春日市・大野城市については、市長以下、議会関係、教育関係、商工会、農協、町内会、婦人会ならびに筑紫郡医師会等各層への交渉を行った。

返還後の基地はいずれも大蔵省の普通財産として北九州財務局が管理しており、九州大学は7月3日に北九州財務局に対して正式に春日原基地への移転を申し入れた。利用計画については、国有財産北九州地方審議会の答申にもとづいて行われることになっていたが、すでに返還される約156万m²の基地の約8割を占めていた春日市が、1972（昭和47）年1月に、同基地の利用方法として市民の運動公園化を計画して福岡防衛施設局、北九州財務局に陳情書を提出しており、三月県議会を前に福岡県が県庁の移転構想を明らかにすると、春日市および大野城市はただちに春日原基地への誘致を開始し

た。また、同基地内には航空自衛隊がすでに北側に施設を持ち、基地内に散在している各施設を同一地域にまとめるためにも、さらに広い土地が必要であるとの意向を示していた。

地元の移転反対

九州大学は、夏休み中も教官が手分けして地元への協力を要請し、7月10日には池田学長が春日市議会議長に会って移転への協力を申し入れた。これに対し同議長は、県庁の移転については考えているが九大の移転については全然考えていないと述べ、市民から数十通の九大移転反対の投書がきていることを明らかにした。7月11日、春日市議会は福岡県に、県庁を春日市に移転されるよう正式に陳情書を提出した。7月11日は福岡県議会の最終日にあたり、交渉委員は分担して各党派ごとに説明に出かけたが、一部地元出身の議員を除いて反対の意見はないように思われた。

しかし、地元の春日市と大野城市では移転反対の空気が強く、九州大学は地元市民の理解と協力を得るため、7月13日に、両市に在住している教職員約30名を集めて、学長も出席のうえ移転の趣旨を説明し、市民への広報等について依頼した。こうした九州大学の動きに対し、春日市議会議長は、7月28日に開かれた福岡県議会の総務委員会で、市民の声もあり九大が跡地に移転するのは絶対反対だ、春日市は県庁の誘致に全力をあげており、県議会でも協力してほしいと訴え、九州大学の移転に反対することをはじめ明らかにした。そして、その理由として、県庁が移転すれば周辺地域も含めて春日市全体が経済的にうるおい、理想的な市づくりができるが、九大では地元に対して貢献するものが少ない、それに過激派学生の拠点になっているような大学が来るといろいろな問題が起こって地元が迷惑するという点を挙げていた。

また、九州大学の教職員組合も移転に反対を表明し、8月23日には、「九大における中教審答申実質化の手口—九大『移転』と大学院大学構想」と題

するパンフレットを作成して、①文部省が移転費用の予算措置によってかけてくる中教審答申の実質化の攻撃に対する大学当局の立場と態度が不明確である、②中教審との関連での討議を抜きにし、全学的意思を無視した教授会・評議会の移転決定は認められない、③歴史的に板付基地撤去を要求してきた九州大学は、騒音問題は空港撤去によって解決すべきだ、と主張した。

11月には、強い移転反対の意向を示していた春日市・大野城市の関係者の理解と協力を得るため、「九州大学の将来構想と春日原移転について」の第2報および第3報が刊行された。趣意書の第2報「地域社会と新しい九州大学の姿」は、新しい大学の建設計画の構想案をまとめたもので、文化遺産を継承する大学、開かれた大学、ユニバーシティ・パーク構想の3つの基本原則から構成されていた（資料編Ⅱ-559、pp.845-850）。第3報の「九州大学の春日原移転後の地元経済への影響」は、九州大学が春日原地区に移転した場合、どれほどの金額が地元で消費されるかなど、九州大学の経常的支出額、教職員の生活費、学生の生活費等を推計して示したもので、交渉の過程において地元から要望のあった九州大学が移転した場合の地元経済への影響に関する問題について、将来計画小委員会での検討の結果をまとめたものであった（資料編Ⅱ-560、pp.850-854）。

全面移転の断念

このように九州大学は、1972（昭和47）年6月6日に評議会で春日原地区への全面移転を正式に決定して以後、各種委員会を設けて精力的に移転実現のための努力をしてきたが、移転実現のための条件は整わず、翌1973年5月29日の評議会において、春日原地区への全面移転を断念することを正式に決定した。そして、今後の可能性について種々議論が行われたが、現状から判断して他地区への全面移転は不可能であるとの意見が強かった。また、春日原地区への一部移転および現有地のなかでの将来構想については、各部門においてさらに検討を進めていくことになった。

全面移転を断念するに至った理由としては、まず地元としての使用計画がすでにあり、九州大学の全面使用計画と競合したことがあった。地元には九大は他に候補地を見出す可能性もあるが、地元には基地の跡地しかないとの考えが強くあった。それに基地の跡地に対しては、地元両市と九州大学のほか、自衛隊・県庁・財務局等、合計すると返還面積の約2倍の使用計画要求が出され、とくに自衛隊は、米軍駐留中からすでにその敷地建物の一部を使用し、返還後も同地区の実質的な監視をしている状態で、一種の潜在的な権利を持ったかたちの上に、50万 m^2 と広大な面積拡張を要求していた。当初財務局関係者の意向は、基地跡はなるべく分割せず一括使用ということで、九大移転計画には好都合であったが、その後、跡地利用希望がふえたこともあって、委員会内の一般的意向にも地元・自衛隊その他の意見が強く反映されるようになり、跡地全部を九州大学が使用するという計画は、無理ではないかという考え方が支配的になってきた。こうしたことから大蔵省も、地元での調整がつくまでは、決定が遅れてもやむを得ないとの考え方に傾くようになり、国有財産審議会においても早急な最終決定がなされる状況ではなくなっていた。

また、当時の過激な学生運動に起因する大学不信は、交渉委員をはじめとする教職員の努力によって当初に比べればかなり好転したものの、地元の商店街などにはなお依然として不信感が強くあった。さらには、大学移転による経済的利点は大きくないと考えられ、地域的にも米軍使用当時のように、柵その他によって実質的に地区の交通が遮断されるのではないかという不安が強く持たれていた。そして、これらの不安は趣意書の第2報および第3報によっても、容易に解消されなかった。

このほか、両市の執行部および議会が県庁誘致を正式に決定したいきさつから、県庁移転についてどちらかの決定がなされない限り方向転換ができにくいという事情があり、九大が移転した場合に必要な地元への社会投資の問題について、国および自治体の方針が決まっていないということも問題があ

った。

一方、文部省は、移転には膨大な予算を必要とするし、すでに現在地に相当の投資をしていること、また跡地の処分についての見通しが何もないことなどから、移転計画には、当初からきわめて慎重で消極的であった。そして、九州大学としての新しい総合的な将来計画と結びついていない点、地元住民に誘致の熱意がない点をとくに難点として指摘していた（以上、「第 956 回評議会記録」）。

(3) 将来計画小委員会の報告

将来計画小委員会は、春日原への移転計画を進める一方において、1972(昭和47)年5月23日の評議会に大学院問題に対する各部局の意見ならびにその集約したものを配布するなど、将来計画についての審議を進めており、同年9月12日には、「将来計画小委員会第一次報告—研究・教育体制について—」を評議会に提出した(資料編Ⅱ-553、pp.777-794)。

同報告は、各部局より提起された将来構想等から、各部局に共通する事項のうち、特に研究・教育に直接関連するもの、すなわち教養部・学部、大学院、研究所、共同利用施設、図書館、学生の厚生補導施設の6項目について意見をまとめたものであった。

そして、教養部・学部については、学生が入学時から各学部に分属しながら、最初の1年半または2年間を教養部に在籍するという教養課程制は教育上一貫性を欠き、施設・予算・教官組織など学部との間に相当の格差があることを指摘し、その対策として、a 現在の教養部を存続し、一般教育と専門教育の相互乗り入れを強化することによって、学生は専門学部に進学したあとも一般教養科目を受講する、b 新たに教養部内に「総合基礎学部」(仮称)を設置して、東大教養学部と同じ趣旨の一般教育と専門教育との科目を組み合わせた一貫教育をする、c 現行の教養部を廃止し、学生は入学と同時に各

学部にも所属して一貫教育をする、という3つの改革案を提示し、このいずれかを実現することによって現行の教養部—学部の二重構造から生じる問題点を解消できるとしていた。

また、大学院については、その現状は整備充実された学部の上に、形式的に置かれているに過ぎず、その研究・教育組織は発足後十数年たった現在でも確立されておらず、このため学術研究の要求と現代社会の要請に対処できないなど、大学院の閉鎖性・硬直性をもたらしていると指摘し、すでに定着した学問分野だけでなく、新たな講座開設など広範囲の改革が必要であるとしていた。

研究所、共同利用の研究施設、図書館、学生の厚生補導施設については、いずれも整備・拡充の必要性を指摘し、とくに研究所については、将来飛躍的に充実すれば自然科学系研究所群と人文・社会科学系研究所群の上に大学院研究科を置くという構想も可能としていた。

この第一次報告は、9月12日の評議会においてその取り扱いについて審議され、まず各部局の教授会に諮って10月20日を目途に各部局の意見を提出し、それをもとにして評議会で審議していくことになった。11月14日の評議会では、第一次報告に対する各部局の意見が一応出揃ったとして、第一次報告および各部局の意見を広報号外として印刷することが了承され、11月22日発行の『大学広報』号外第5号に掲載された。その後、評議会は各部局の意見について検討したのち、教養部と大学院の改革を九州大学の将来計画の2本の柱とすることを決定し、まず「教養部・学部」の項目について検討を進めることにした。